札幌市専用水道事務取扱要領

平成7年4月27日衛生局長決裁

(最終改正) 令和3年4月27日

(趣旨)

第1条 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第6項に規定する専用水道の取扱いについては、法、水道法施行令(昭和32年政令第336号)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(専用水道の布設工事の確認申請等)

- 第2条 法第32条の規定により専用水道の布設工事の確認を受けようとする者は、専用 水道布設工事確認申請書(第1号様式)を保健所長に提出するものとする。
- 2 保健所長は、法第33条第5項の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事確認通知書(第2号様式)により、適合しないと認めたときは、専用水道布設工事不適合通知書(第3-1号様式)により、申請書の添付書類によっては適合するかしないか判断できないときは、専用水道布設工事不確認通知書(第3-2号様式)により、当該確認申請者に通知するものとする。

(専用水道給水開始の届出)

第3条 専用水道の設置者(以下「設置者」という。)は、法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出をするときは、専用水道給水開始届(第4号様式)を保健所長に提出するものとする。

(水道技術管理者設置の届出等)

- 第4条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときは、速やかに専用水道水道技術管理者届(第5号様式)を保健所長に提出するものとする。
- 2 設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに専用水道水道技術管理者変更 届(第6号様式)を保健所長に提出するものとする。

(業務委託の届出)

- 第5条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第1項の規定により、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を委託したときは、速やかに水道管理業務委託開始届(第7号様式)を保健所長に提出するものとする。
- 2 設置者は、前項の届出に関し委託に係る契約が効力を失ったときは、速やかに水道管 理業務委託終了届(第8号様式)を保健所長に提出するものとする。
- 3 設置者は、第1項の規定による届出事項に変更が生じたときは、速やかに水道管理業 務委託変更届(第9号様式)を保健所長に提出するものとする。

(専用水道記載事項変更の届出)

第6条 設置者は、法第33条第3項の規定による届出のほか確認を要しない事項に変更が生じたときは、速やかに専用水道記載事項変更届(第10-1号様式)を保健所長に提出するものとする。

(施設の維持管理基準等)

- 第7条 設置者は、施設の維持管理について、別表に掲げる専用水道維持管理基準に適合 するよう努めるものとする。
- 2 設置者は、前年度における前項の維持管理に係る状況等について、毎年度1回、専用 水道維持管理報告書(第10-2号様式)を4月末までに提出するものとする。

(専用水道水質検査の報告)

- 第8条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により行った水質検査の結果について、前条第2項に規定する維持管理報告書に添えて、保健所長に提出するものとする。
- 2 設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定による水質検 査の結果、水質基準に適合しない場合には、直ちに、保健所長に報告するものとする。

(専用水道に対する改善命令等)

- 第9条 保健所長は、法第36条第1項の規定により専用水道の施設の改善を命ずるときは、専用水道改善命令書(第12号様式)により行うものとする。
- 2 保健所長は、法第36条第2項の規定により専用水道の水道技術管理者の変更を勧告 するときは、専用水道水道技術管理者変更勧告書(第13号様式)により行うものとす る。

3 保健所長は、法第37条の規定により専用水道の給水の停止を命ずるときは、専用水 道給水停止命令書(第14号様式)により行うものとする。

(専用水道に対する報告の徴収及び立入検査等)

- 第10条 設置者は、法第39条第2項の規定により次の各号に掲げる場合は、当該各号 に掲げる報告書を速やかに保健所長に提出するものとする。
 - (1) 確認を受けた専用水道の布設工事を着工した場合 専用水道布設工事着工報告書(第15号様式)
 - (2) 確認を受けた専用水道の布設工事をしゅん工した場合 専用水道布設工事しゅん工報告書(第16号様式)
 - (3) 飲料水供給施設等が専用水道に該当することになった場合 専用水道水道法適用報告書(第18号様式)
 - (4) 確認を受けた専用水道を廃止した場合 専用水道廃止報告書(第19-1号様式)
 - (5) 確認を受けた専用水道が適用除外になった場合 専用水道水道法適用除外報告書(第19-2号様式)
 - (6) 確認を受けた専用水道がしゅん工し給水開始をする場合 給水開始前の水質検査及び施設検査の結果報告書(第20号様式)
 - (7) その他保健所長が必要と認める場合
- 2 法第39条第2項の規定により検査する帳簿書類には、その作成又は保存に代えて電 磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含むものとする。
- 3 保健所長は、法第39条第2項の規定による立入検査を行った結果、必要があると認める場合は、専用水道立入検査結果書(第21号様式)又はこれに準じた様式を交付することにより指導を行うものとし、改善等の報告は専用水道改善報告書(第22号様式)によるものとする。
- 4 設置者は、前項の専用水道立入検査結果書の交付を受けて改善を求められたときは、保健所長が指定する期限までに専用水道改善報告書(第22号様式)を保健所長に提出するものとする。

(届出情報の管理)

第11条 保健所長は、情報管理システムを備え、これを常に整理して施設の指導に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要領の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

- 1 この要領は、平成7年4月27日から施行する。
- 2 水道法の一部を改正する法律(平成13年法律第100号)による改正後の法第3条 第6項の規定により新たに専用水道となるものを設置している者は、専用水道設置届(第 24号様式)を保健所長に提出するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日(以下「施行の日」という。)前に、この要領による改正前の札幌市専用水道事務取扱要領の規定に基づき保健所長に対してなされた届出その他の手続及び保健所長がした改善措置その他の行為は、施行の日以降においては、改正後の札幌市専用水道事務取扱要領の規定に基づき保健所長に対してなされた届出その他の手続及び保健所長がした改善措置その他の行為とみなす。

附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の札幌市専用水道事務取扱要領の規定に基づき作成された申請 書等の用紙でこの要領の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加え て使用することができる。

附則

- 1 この要領は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この要領による改正前の札幌市専用水道事務取扱要領の規定に基づき作成された申請 書等の用紙でこの要領の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加え て使用することができる。

附則

- 1 この要領は平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の札幌市専用水道事務取扱要領の規定に基づき作成された申請 書等の用紙でこの要領施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて 使用することができる

附則

- 1 この要領は平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の札幌市専用水道事務取扱要領の規定に基づき作成された申請 書等の用紙でこの要領施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて 使用することができる。

附則

- 1 この要領は平成16年4月1日から施行する。ただし、平成17年3月31日までの間は、第11号様式中「有機物(TOCの量)」とあるのは「有機物等」と、「 $5 \,\mathrm{mg}/\ell$ 」とあるのは「 $10 \,\mathrm{mg}/\ell$ 」とする。
- 2 この要領の施行の際限に布設されている水道により供給される水に係る第11号様式中「ジェオスミン」及び「2-メチルイソボルネオール」に掲げる基準については、平成19年3月31日までの間は、これらの項目中「0.0001mg/ ℓ 」とあるのは「0.0002mg/ ℓ 」とする。
- 3 この要領による改正前の札幌市専用水道事務取扱要領の規定に基づき作成された申請 書等の用紙でこの要領施行の際現に印刷済のものは、当分の間、必要な修正を加えて使 用することができる。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附即

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の札幌市専用水道事務取扱要領の規定に基づき作成された申請 書等の用紙でこの要領の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加え て使用することができる。

附則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の札幌市専用水道事務取扱要領の規定に基づき作成された申請 書等の用紙でこの要領の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加え て使用することができる。

附則

- 1 この要領は、令和3年4月27日から施行する。
- 2 この要領による改正前の札幌市専用水道事務取扱要領の規定に基づき作成された申請 書等の用紙でこの要領の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加え て使用することができる。

専用水道維持管理基準

1 取水施設等の管理

- (1) 取水施設、貯水施設及び導水施設等は、常に清潔にし、飲料水が汚染されることのないよう適切に管理すること。
- (2) 取水施設、貯水施設及び導水施設等の設備の点検は、7日以内ごとに1回、定期に 行い記録すること。また、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態 が発生したときは、速やかに点検を行うこと。

2 浄水施設等の管理

- (1) ろ過設備等の浄水設備は、装置の性能を良好に維持するため適切な維持管理を行うこと。
- (2) 水の浄化に薬液を使用する場合は、薬液タンク内の薬液濃度の調整を適切に行うこと。
- (3) 水の浄化に薬液を使用する場合は、薬液の注入量の調整を適切に行うこと。
- (4) 水の浄化に薬液を使用する場合は、薬液タンク内の薬液量、注入ポンプ及び注入管の点検を毎日行うこと。
- (5) 水の浄化に薬液を使用する場合は、薬液を薬液タンク内に補充することができるよう常時相当量備えておくこと。なお、薬液は冷暗所に保管し、長期間の保管を避けること。

3 配水施設等の管理

- (1) 配水施設等は、亀裂、漏水、腐食等がないよう適切に管理すること。また、配水施設等に設置されているポンプ等は、適正に作動するように維持管理するとともに、点検を7日以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (2) 配水施設等の外壁及び周囲は、常に清潔にし、飲料水が汚染されるおそれのないよう適切に管理すること。
- (3) 受水槽及び高置水槽等(以下「貯水槽等」という。)の内部には、沈積物、浮遊物等がないよう適切に管理すること。
- (4) 貯水槽等の点検は、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。また、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときは、速やかに点検を行うこ

と。

- (5) 貯水槽等の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
- (6) 貯水槽等の清掃は、原則として建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)により登録を受けた者に委託すること。

4 給水設備等の管理

- (1) 給水栓には、吐水口空間を確保し、汚水等が逆流しないよう適切に管理すること。
- (2) 給水管の腐食状況、漏水の点検を定期に行うとともに、赤水の発生等を防ぐため、必要と認めたときは、給水管の取替え等の措置を講ずること。

5 水質の管理

水道法施行規則第15条に定めるもののほか、給水栓の水の臭い、味、その他の状態 の検査を毎日行うこと。

6 帳簿書類の備付け

施設の維持管理に関する帳簿書類を備え、これを常に整理し、保存しておくこと。

専用水道布設工事確認申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所

申請者

氏名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所) の所在地及び名称並びに代表者の氏名

水道法第32条の規定に基づき専用水道を設置したいので同法第33条に規定する関係 書類を添えて申請します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 水の供給を受ける者の数及び地域
 - (1) 水の供給を受ける者の数

人(うち居住者

人)

世帯戸数	人数	寄宿舎その戸数	人数	計

(2) 水を供給する地域札幌市 区

の敷地内

4 水道施設の概要

5	聿
;)	늄

- (1) 1日最大給水量及び1日平均給水量
- (2) 水源の種別及び取水地点
- (3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- (4) 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造
- (5) 浄水方法
- (6) 工事の着手及び完了の予定年月日工事の着手予定年月日工事の完了予定年月日年月日
- 6 その他厚生労働省令で定める書類、図面
 - (1) 水の供給を受ける者の数を記載した書類
 - (2) 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
 - (3) 水道施設の位置を明らかにする地図
 - (4) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
 - (5) 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (6) 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

専用水道布設工事確認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

札幌市保健所長 印

年 月 日付けで確認の申請がありました専用水道の布設工事の設計は、 水道法第5条の規定による施設基準に適合するものであることを確認しましたので、同法 第33条第5項の規定により通知します。

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地

専用水道布設工事不適合通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

札幌市保健所長

年 月 日付で確認の申請がありました専用水道の布設工事の設計は、 次の理由により不適合としましたので、水道法第33条第5項の規定により通知します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 不適合の理由

専用水道布設工事不確認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

札幌市保健所長

年 月 日付けで確認の申請がありました専用水道の布設工事の設計は、 次の理由により不確認としましたので、水道法第33条第5項の規定により通知します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 不確認の理由

専用水道給水開始届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所

専用水道の設置者

氏名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

次のとおり給水を開始したいので、水道法第34条第1項において準用する同法第13 条第1項の規定により届け出ます。

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 給水開始の原因 (新設、増設、改造)
- 4 新たに使用する施設の名称
- 5 給水開始予定年月日 年 月 日
- 6 その他

専用水道水道技術管理者届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所

専用水道の設置者

氏名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所) の所在地及び名称並びに代表者の氏名

水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定に基づく水道技術管理者として、下記の者を任命しましたので、履歴書を添えて報告します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 水道技術管理者名

氏名

(注) 履歴書は、水道法第34条第1項において準用する同法第19条第3項に規定する水道技術管理者の資格を有することを確認できる内容であること。

水道技術管理者履歴書

まりがな 氏 名						年	月	日生	
現住所									
最終学歴	学校名及び学科名	1							
取於予庭	卒 業 年 次								
職 歴									
専用水道の				専用水道					
名称	勤務先又は職業	 役職名		の所在地 期日	年数	従事	事職務2	 内容	
水道関係技 術上の実務 経験年数等									
	1 一日最大給水量	量が 1,000	m³を超	2える専用水	<u> </u>				
管理に従事する専用水	2 一日最大給水量が 1,000m³以下の専用水道 (3 に該当するものを除く。)								
道の種別	3 一日最大給水量が 1,000m ³ 以下であり消毒設備以外の浄水施設がなく、 かつ自然流下のみにて給水させる専用水道								
備考									

専用水道水道技術管理者変更届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所

専用水道の設置者

氏名

法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定に基づく水道技術管理者として、下記の者を新しく任命しましたので、履歴書を添えて報告します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 水道技術管理者名

新 氏名

旧 氏名

(注) 履歴書は、水道法第34条第1項において準用する同法第19条第3項に規定する水道技術管理者の資格を有することを確認できる内容であること。

また、水道技術管理者の変更は、前記により、新旧管理者がわかるように記載すること。

水道管理業務委託開始届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所

専用水道の設置者

氏名

法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

専用水道の水道管理業務について、次のとおり業務委託を開始したので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 水道管理受託者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 4 受託水道業務技術管理者の氏名
- 5 委託した業務の範囲
- 6 契約期間
- 注1 委託契約書の写しを添付すること。
 - 2 受託水道業務技術管理者については、履歴書を添付すること。 履歴書は、水道法第34条第1項において準用する同法第19条第3項に規定する 水道技術管理者の資格を有することを確認できる内容であること。

水道管理業務委託終了届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所

専用水道の設置者

氏名

を 法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

専用水道の水道管理業務について、次のとおり業務委託を終了したので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 水道管理受託者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 4 受託水道業務技術管理者の氏名
- 5 委託した業務の範囲
- 6 契約期間
- 7 契約が効力を失った理由

水道管理業務委託変更届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所

専用水道の設置者

氏名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所) の所在地及び名称並びに代表者の氏名

水道管理業務委託開始届の届出事項に変更がありましたので、届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 変更事項
- 4 変更年月日

(添付書類)

- 1 変更事項が、受託水道技術管理者に係る場合は、履歴書 (履歴書は、水道法第34条第1項において準用する同法第19条第3項に規定する水 道技術管理者の資格を有することを確認できる内容であること。)
- 2 その他保健所長が必要と認める書類

専用水道記載事項変更届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所

専用水道の設置者

氏名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

下記の専用水道について、届出事項等に変更がありましたので、届け出ます。

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 変更事項
- 4 変更年月日

専用水道維持管理報告書

水	道	名			施	設度	近在:	地									图 厨		
設	置者	省 名			水 道 技 術 管理者氏名									設管					
施設	水	源	種 別	地下水 (浅、深: 本)、河川水、湧水、分水 (原水、浄水)、その他 ()						
設の概	浄	水	方 法	膜ろ過、除鉤	膜ろ過、除鉄、除マンガン、消毒、緩速ろ過、急速ろ過、その他(), {	無						
要	確認	認時網	哈水人口				人	現在	:給才	水人口								人	施
取水		水	源	年間取水量	年間給	水量	月平	均給	水量	角	薬	剤	名月	目平均使	用量	月平均	匀注之	入率	取
水状				m^3		m^3			m			PAC	· ·		kg		m	g/L	薬
況等				m^3		m^3			m	山 状					kg		m	g/L	
寸				m^3		m^3		1	m	3 況				1	kg		m	g/L	
坮	ţ	塩 素	剤名	月平均使用量	合計塩	素換算	章量		従事	事者氏	名	1		2		3			[I]
塩素使用状況	Y	欠亜均	 塩素酸	%		kı		kg 健 康		1回	1	月	日	月	日		月	目	塩健
用出		ナト	リウム	L	月平均	塩素注	1 ⇒∧		受診日	2回	3	月	日	月	日		月	目	
況					mg/			1-9/1	受	診状液	兄	全員2回受診済・一部規		·部未	 大受診・未受診		受診		
	水	質検	査機関		<u>L</u>														
			査機関と	□ ①設置者が															
	の意態	委託の	の契約形	□ ②設置者以□ ③その他(」(⇒契約	約者:	口第	5三者	皆委託'	*の!	受託者	□第	三者委託	**の受	託者以	人外の)者) \	
定	忠			月	日実施		 月		口甘	 実施		 月	H	実施		 月	口乍	<u>)</u> 尾施	
期水		簡	易検査																
質	浄			月	日実施		月							実施		月 ——			
定期水質検査結果	水	全項	目検査	月	日実施		月		日多	E施		月	目	実施		月 ———	日多	 E	
結		検	査 結 果	適合・不適合) (不適	合検査	: 目:					不適合	項目	:)	浄
米	原	全項	頁目検査	月 日	実施	検 査	結	果	消	予水の	基剂	単値を 超	日えた	項目:無	₹∙有	()	
			票菌検査										CO						
	水		易菌・嫌気 芽胞菌)	月 日	実施	月	月	実施	包 指	旨標菌	検3		不検	出・検出	1 ()	芽
Я	残量		素濃度等	外観及び残り	留塩素の	検査の	の記録	录(別沒	忝のと	お	り)							
日常点検結果			金杏結里 中国长节 本人 了本人 () 人口用人士 用类师 用类士 (塩									
検 設備の点検整備記録(別添のとおり)								添											
果	型 設備の点検状況 実施・一部未実施(未実施項目:)・未実施								点										
水	 質	— <u>—</u> 検	全計 画	水質検査計画		、新华	年度は	<u></u> の水	質核	_ <u></u> 倹査年	間	<u>——</u> 計画、	検査	回数及で	ドその	_ <u></u> 理由			= +
特	記事	項																	

注1)水質検査、日常点検結果及び健康診断については、それぞれ結果書等の写しを添付してください。 困 健注2)4月末までに提出してください。

[※]第三者委託とは、水道法第24条の3の規定により、水道の管理に関する技術上の業務を政令で定める要件を満たす者に委託することをいい、保健所への届出が必要です。

専用水道改善命令書

 第
 号

 年
 月

 日

様

札幌市保健所長

水道法第5条の規定による施設基準に適合しなくなったと認められるので、同法第36条第1項の規定により、下記のとおり改善措置するよう命じます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 改善措置事項
- 4 改善期限 年 月 日
- 5 改善措置を命ずる理由

専用水道水道技術管理者変更勧告書

 第
 号

 年
 月

 日

様

札幌市保健所長

下記専用水道の水道技術管理者は、以下の理由により水道技術管理者として適格と認められないので、水道法第36条第2項の規定により、変更するよう勧告します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 当該水道技術管理者住所、氏名
- 4 理由
- 5 改善期限 年 月 日

専用水道給水停止命令書

 第
 号

 年
 月

 日

様

札幌市保健所長

水道法第37条の規定により、次のとおり給水を停止することを命じます。

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 命令事項
- 4 処分の理由

専用水道布設工事着工報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所

専用水道の設置者

氏名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

年 月 日 第 号をもって確認のありました下記専用水道に 係る布設工事は、 年 月 日着工しましたので報告します。

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地

専用水道しゅん工報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所

専用水道の設置者

氏名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

年 月 日 第 号をもって確認のありました下記専用水道に 係る布設工事は、 年 月 日しゅん工しましたので報告します。

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地

専用水道水道法適用報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所

専用水道の設置者

氏名

法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

このたび、下記のとおり水道法第3条第6項に規定する専用水道に該当することとなったので報告します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 水の供給を受ける者の数及び地域
 - (1) 水の供給を受ける者の数

人(うち居住者

人)

世帯戸数	人数	寄宿舎その戸数	人数	計

(2) 水を供給する地域

札幌市 区

の敷地内

- 4 水道施設の概要
 - (1) 1日最大給水量及び1日平均給水量
 - (2) 水源の種別及び取水地点
 - (3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果

- (4) 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造
- (5) 浄水方法
- (6) 専用水道に該当した年月日

年 月 日

(7) 当初の施設しゅん工年月日

年 月 日

(8) 当初の施設使用開始年月日

年 月 日

- (9) 専用水道に該当することとなった理由
- 5 その他書類、図面
 - (1) 水の供給を受ける者の数を記載した書類
 - (2) 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
 - (3) 水道施設の位置を明らかにする地図
 - (4) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
 - (5) 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (6) 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

※ 専用水道技術管理者について併せて届出すること。

(添付書類:専用水道技術管理者の履歴書

履歴書は、水道法第34条第1項において準用する同法第19条第3項に規定する水道技術管理者の資格を有することを確認できる内容とすること。)

専用水道廃止報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所

専用水道の設置者

氏名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

このたび、下記の専用水道を廃止したので、報告します。

記

 専用水道の名称及び所在地 (名 称)

(所在地) 札幌市 区

2 廃止年月日

年 月 日

3 廃止の理由

(注) 廃止の理由を具体的に記載すること。

専用水道水道法適用除外報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所

専用水道の設置者

氏名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

このたび、下記の専用水道は、水道法の適用除外となったので、報告します。

- 専用水道の名称及び所在地 (名 称)
 (所在地) 札幌市 区
- 2 適用除外になった年月日年 月 日
- 3 適用除外になった理由

(第20号様式)

給水開始前の水質検査及び施設検査の結果報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所

専用水道の設置者

氏名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

水道法第34条第1項において準用する同法第13条の規定により、下記のとおり検査を行いましたので、これに関する記録を別添のとおり報告します。

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 給水開始届提出年月日 年 月 日
- 4 水質検査
 - (1) 採水年月日 年 月 日
 - (2) 採水場所 (施設又はその部分の名称)
 - (3) 水質試験施設の名称
 - (4) 給水開始前の水質検査結果書 別紙のとおり
- 5 施設検査
 - (1) 検査期日 年 月 日より 年 月 日まで
 - (2) 検査の対象とした施設の名称
 - (3) 検査の担当者及び立会者
 - (4) 布設工事技術監督者
 - (5) 検査記録 別紙のとおり
- 6 その他参考事項
- (注) 1 水質検査の項目は、水道法施行規則第10条の規定による。
 - 2 施設検査の記録は、水道法施行規則第11条の規定による。

専用水道立入検査結果書

 第
 号

 年
 月

 日

様

札幌市保健所長

水道法第39条第2項の規定による立入検査の結果は、下記のとおりです。

なお、給水設備の構造及び維持管理等で改善を要する事項については、専用水道改善報告書により報告願います。

専用水道	名称	
水道	所 在 地	
'	年月日	年 月 日
立入検査	立会人	
县.	検査員	
指	導 事 項	
改	善期限	年 月 日

専用水道改善報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所

専用水道の設置者

氏名

電話

担当者

(法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

水道法第39条第2項の規定による専用水道の立入検査で指導を受けた事項については、 下記のとおり措置しましたので報告します。

専用水道	名	称	
水道	所右	三地	
立入村) 金年	月日	年 月 日
指立	事	項	
	措 置 新的に記)		